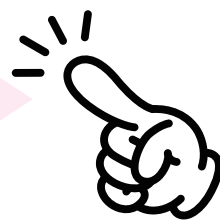


9月 定例会 ハイライト



令和6年度の一般会計・特別会計の決算など議案等43件を議決

9月定例会は、8月28日に招集され、9月25日までの29日間の会期で開催されました。定例会の初日には議案等が53件上程されました。

一般質問は、9月8日から11日までの4日間で、19人の議員が登壇して行いました。各常任委員会では12日から18日までの4日間(休日を除く)で開かれました。

最終日には、議案等39件を議決し、閉会しました。

【9月定例会の日程】

月 日	内 容	月 日	内 容
8月 28日	本会議初日	9月 12日	経済常任委員会
9月 8日	一般質問	9月 16日	教育民生常任委員会
9月 9日	一般質問	9月 17日	建設常任委員会
9月 10日	一般質問	9月 18日	総務常任委員会
9月 11日	一般質問	9月 25日	本会議最終日

委員会提出議案 岩国市議会議員政治倫理条例を可決



【条例の主な内容】

○第1条では、制定の目的として、政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることによって、市民に信頼され、公正で開かれた民主的な議会の実現を目指すこととしています。

○第2条では、議員の責務として、市政に携わる権能と責務を深く自覚し、その使命の達成に努めること、そして、疑念を持たれた場合は、自ら誠実な態度と責任をもって、疑惑の解明に当たり、事実関係を明らかにすることを義務づけています。

○第3条では、議員が遵守すべき政治倫理基準として、次の7点の基準を掲げています。

- ・市民全体の代表者として、社会規範に反し、市民の信頼を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- ・市が行う許可若しくは認可の諾否又は請負その他の契約の締結に際し、特定の企業、団体等に有利な取引らい又は妨害、排除等の働き掛けをしないこと。
- ・政治活動に関し、個人、企業、団体等から、法令違反となる寄附を受けないこととし、議員の後援団体につい

ても、同様に措置すること。

- ・市民全体の奉仕者として、常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用して、法令違反となる金品を授受しないこと。
 - ・市職員の採用、昇格又は人事異動に關しての推薦、紹介その他その地位を利用した不当な影響力の行使をしないこと。
 - ・その地位を利用して、パワーハラスメント等の威圧的な言動、過剰な要求その他ハラスメントによる人権を侵害する行為をしないこと。
 - ・ウェブサイト等において行う情報発信において、個人の名誉を毀損し、又は人格を損なう行為をしないこと。
- 第4条では、調査請求について、市民が手続する場合は、議員の選挙権を有する者の50分の1以上の者の連署を、議員が手続する場合は、議員定数の2分の1以上の者の連署を要件として定めています。
- 第5条では、政治倫理基準の遵守義務違反に係る審査を議会運営委員会で行うことや、政治倫理基準に違反する行為があるとされた対象議員への措置として、「議場における議長の注意」「議場における謝罪文の朗読」及び「議員辞職勧告」の3点を定めています。

外国法人や外国人による土地等の取得、利用を制限する法整備を求める意見書



〔提案者〕 憲政会 貴船 斉

近年、全国各地で外国法人や外国人による土地の取得が進んでおり、国土保全や安全保障に関わる重要な地域においても取得が相次ぐなど、深刻な事態が発生している。沖縄県では大きな無人島の土地が外国法人等に取得されたほか、北海道をはじめ全国各地で水源地である森林の買収が後を絶たない状況である。本市においても、外国人による森林の取得が農林水産省の調査で明らかになっていることに加え、外資系企業が地上権の設定により、広大な土地を占有する状況も発生している。また、土地以外の不動産の取得も増加しており、不動産全体の価格が著しく高騰することで、若い世代を中心に日本人が住宅を購入できず、人口流出に拍車がかかっている。

一方、国においては令和4年9月に重要土地等調査法が全面施行されたところであるが、同法の対象が防衛関係施設等の重要施設の周辺及び国境離島等の区域内にある土地等に限定されており、対象区域外の住宅地、農地及びマンション等

は対象に含まれていないため、今後もこうした土地等が外国法人等に無秩序に取得されると、我が国の主権が脅かされ、安全保障上の重大な問題に発展することが危惧される。

我が国では、外国法人等による土地の取得及び利用を制限する権利を留保せずに世界貿易機関のGATSに加盟したため、内外差別的な取扱いとなる立法を行うことは原則的に認められていない。しかしながら、GATS加盟国の中には、安全保障の観点から、外国法人等に対する土地の取得及び利用を制限する権利を留保することや例外規定を援用することにより、自国の国内法で外国法人等の土地取得を制限することを可能にした国もある。

よって、国におかれては、外国法人等による土地等の取得、利用を制限するため、GATS加盟国と相互主義の適用に係る協議を進めるとともに、外国人土地法の改正等、必要な法整備に早急に取り組むよう強く求める。

岩国基地における米空母艦載機着陸訓練に関する意見書



〔提案者〕 憲政会 桑原 敏幸

岩国市は、米軍基地が所在する自治体として、これまで長年にわたり我が国の安全保障政策を尊重し、基地の安定的な運用に協力してきたところである。

しかしながら、さきの空母艦載機移駐に際しても、「騒音や安全性等、基地周辺住民の生活環境が現状より悪化することは容認できない」ことに加え、「激しい騒音をもたらすFCLPを岩国基地で実施することは容認できない」ことを本市の基地政策の基本方針として定めており、それについては移駐完了から数年が経過した現在においても、揺るぎないものと捉えている。

こうした中、本年9月12日に突如として、防衛省から、米軍が硫黄島で行う予定であった空母艦載機着陸訓練を岩国基地で実施する旨通告され、同月17日からの訓練実施を強行したことは、誠に遺憾である。

我が国の安全保障のために駐留している在日米軍が、有事の際に十分機能するために必要な訓練を行うことは理解するところであり、こうした訓練の実施そのものを否定するものではないが、訓練を実施する際には、住民に負担や不安、危険を及ぼさないよう、場所等を考慮すべきである。

平成12年9月を最後に、本市においてFCLPの実施はなされてこなかったことは、相互理解につながるものと一定の評価をしていた矢先、今回の突然の訓練実施は、日常的に航空機騒音に悩まされている基地周辺住民にとっては、なお一層の負担を強いることとなることから、到底容認できるものではない。

よって、国におかれては、あらゆる措置を講ずることにより、今後岩国基地において、激しい騒音をもたらすFCLPを実施されることのないよう米側に強く要請されたい。